

消費者庁 平成24年9月3日 第6回公共料金に関する研究会 資料1-2「原価の範囲・水準の適正性」に関する論点

URL :

http://www.caa.go.jp/information/pdf/120903_1_2.pdf

資料(1) 現行の薬価制度における市場実勢価格平均値調整幅方式による薬価算定方法（厚生労働省「薬価基準の算定について」平成26年2月12日 中央社会保険医療協議会了承）

別表 5

市場実勢価格加重平均値調整幅方式の計算方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該既収載品の保険医療} \\ \text{機関等における薬価算定} \\ \text{単位あたりの平均的購入} \\ \text{価格（税抜市場実勢価格} \\ \text{の加重平均値）} \end{array} \right] \times \left[1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率} \right] + \text{調整幅}$$

消費税率：消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に定める率

地方消費税率：地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に定める率

調整幅：薬剤流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の2/100に相当する額

資料(2) 消費者庁「物価安定政策会議特別部会基本問題検討会報告書(平成14年)」における参考資料2「現行の料金設定方式」

資料2 現行の料金設定方式等

A 原価補償方式		設定方法	算定期間 (償還期間)	
高速道路(高速自動車国道の場合)		「料金収入＝道路の新設、改築その他の管理に要する費用」となるよう設定	償還期間 45年	
郵便		能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足る収入を確保するよう設定	将来3年間	
B 総括原価方式(費用積み上げ方式)		設定方法	利潤	算定期間
鉄道(中小民鉄)		鉄道部門における原価(10%配当所要額分の適正利潤を含む)に見合った収入が得られるよう運賃の設定を行う。	適正利潤＝自己資本×10%配当を前提とする配当所要率(11%)÷(1-法人税等税率)	申請年度の翌年度以降3年間
乗合バス		当該事業者の実績原価に、当該事業者の営業区域が属するブロック毎の標準原価を加味して算定した原価(右記の適正利潤を含む)に見合った運賃の設定を行う(標準原価方式(ヤードスティック査定))。 (注)平成14年2月より、総括原価方式により算出した上限(認可)を下回る運賃は届出となった。	適正利潤＝対象資産(乗合事業用固定資産+運転資本)×自己資本構成比(標準30%)と実績の中間)×自己資本報酬率(現行原則14.8%)	申請年度の翌年度1年間
タクシー		当該事業区域の中で標準的な能率的な経営を行なっている事業者の中から原価計算対象事業者を抽出し、これらの事業者の平均原価(10%配当所要額分の適正利潤を含む)をもとに算定された運賃(平均原価方式(ヤードスティック査定))を上限として設定し、一定の範囲にあるものは自動認可される。 (注)平成14年2月より、認可制のままだが、ゾーン運賃制(総括原価によること)から、上限制(総括原価を超えないこと)となった。	適正利潤＝乗用換算自己資金×資本利子率(10%)÷(1-法人税等税率)	申請年度の翌年度1年間
水道		事業者が策定する財政計画に基づき、原価算定期間を通じて必要とされる能率的な経営の下における適正な営業費用に、事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定した原価に見合った料金の設定を行う。 資本費用＝支払利息(積み上げ方式)+資産維持費(右記参照)	資産維持費＝対象資産×資産維持率＝償却資産平均残高×平均的な自己資本比率(60%)×繰入率	将来3～5年間を基準とし、適正な範囲で長期化を図る
C 総括原価方式(レートベース方式)		[総収益]=[総括原価]=[適正費用]+[公正報酬(事業報酬)] =[営業費+減価償却費+諸税]+[レートベース(事業資産)×報酬率] となるよう料金・運賃を設定	レートベース	算定期間
電気(一般電気事業者)		報酬率=(他人資本報酬率)×(他人資本比率(70%))+自己資本報酬率×(自己資本比率(30%)) 報酬率:平成9年度10社改定時4.4%、平成12年度10社改定時3.7～3.8%、平成14年度東京電力改定時3.5% (注)ヤードスティック方式を併用	特定固定資産、建設中の資産、核燃料資産、繰延償却資産、特定投資、運転資本について算定した額の合計	原則として将来1年間
ガス(一般ガス事業者)		報酬率=(他人資本報酬率)×(他人資本比率(65%))+自己資本報酬率×(自己資本比率(35%)) 報酬率:平成7年度大手3社改定時5.5%、平成12年度東京ガス改定時3.9%、平成13年度大阪ガス改定時3.8% (注)ヤードスティック方式を併用	固定資産投資額、運転資本、繰延資産の残高の合計額	既存事業者:原則として1年間 新設事業者:原則として3年間
鉄道(JR、大手民鉄、地下鉄)		報酬率=(他人資本報酬率)×(他人資本比率(70%))+自己資本報酬率×(自己資本比率(30%)) 報酬率:平成9年度大手民鉄5社改定時5.1%、平成10年度相模鉄道改定時4.7% (注)JR、大手民鉄、地下鉄の各グループ毎に行なう経営効率化インセンティブを考慮したヤードスティック方式が適用されている。	鉄道事業固定資産、建設仮勘定、繰延資産、運転資本等の合計	申請年度の翌年度以降3年間
D 上限価格方式(プライスキャップ方式)		[収入]×(1+CPI-X) ³ =[費用]+[諸税]+[適正報酬(レートベース×報酬率)]となるようX値を決定	レートベース	算定期間
電気通信(特定電気通信役務を提供する事業者(東西NTT))		報酬率の幅=(他人資本報酬率)×(他人資本比率)+(自己資本報酬率の上限～下限)×(自己資本比率) 他人資本コスト、他人資本比率、自己資本比率は実績値 自己資本コストの上限:主要企業の自己資本利益率の平均値 自己資本コストの下限:0 報酬率:平成14年度 NTT 東日本2.46% NTT 西日本1.26%	電気通信事業固定資産、繰延資産、運転資本、投資等の合計	X値算定の最終年度の1年間

資料(2) (続き)

E 事前届出制における変更命令	変更命令の要件	変更命令の発動の例示
電気通信（第一種電気通信事業者）	① 料金の算出方法が適正かつ明確でないとき ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするとき ③ 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき	① 相対取引のように料金表として料金の支払額が規定されていないもの ② 大口利用者向け料金、地域別料金、選択割引料金などが「不当差別」として問題になりえる。 ③ 「不当な競争を引き起こす」料金 (ア) 不当低料金、(イ) 差別料金 「社会的経済的事情に照らして著しく不適當」 (ア) 不当に高額な料金、(イ) 利用者の適切な選択を妨げる料金 (発動実績 2件)
国内航空	① 特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱いをするものであるとき。 ② 社会的経済的事情に照らして著しく不適當であり、旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。 ③ 他の航空運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。	① 適用条件が十分明確でない運賃又は料金 ・適用条件と運賃又は料金の額の整合性が図られていない運賃又は料金 ② 旅客又は荷主の利用を著しく困難にするおそれのある高額な運賃又は料金 ・利用者にならなかつ過大な負担を強いる運賃又は料金 ③ 略奪的運賃又は料金 ・不当な競争を引き起こすこととなるおそれのある差別的な運賃又は料金

F 事前届出制における変更命令（上限認可制等） の下での届出に係るもの）	変更命令の要件
電気（一般電気事業者）（引下げ時において届け出ることとなっている料金について）	次のいずれかに該当しないとき ① 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。 ② 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 ③ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
ガス（一般ガス事業者）（引下げ時において届け出ることとなっている料金について）	次のいずれかに該当しないとき ① 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。 ② 一般ガス事業者及びガスの利用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の額及び方法が適正かつ明確に定められていること。 ③ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
乗合バス（上限認可された運賃等の範囲内で届け出がなされる運賃等（②～③）及び省令で届け出ることとなっている料金（①～③）について）	① 社会的経済的事情に照らして著しく不適當であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。 ② 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 ③ 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。
鉄道（上限認可された運賃等の範囲内で届け出がなされる運賃等及び省令で届け出ることとなっている料金について）	① 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 ② 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。
電気通信（第一種電気通信事業者の届出に係る料金（プライスキップを下回る場合））	① 料金の算出方法が適正かつ明確でないとき。 ※相対取引のように料金表として料金の支払額が規定されていないものなど ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするとき。 ※大口利用者向け料金、地域別料金、選択割引料金などが「不当差別」として問題になりえる。 ③ 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。 ※「不当な競争を引き起こす」料金（ア） 不当低料金、（イ） 差別料金 「社会的経済的事情に照らして著しく不適當」（ア） 不当に高額な料金、（イ） 利用者の適切な選択を妨げる料金

資料(3) 経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」P.34より抜粋（消費者庁 平成24年9月3日 第6回公共料金に関する研究会 資料1-2「原価の範囲・水準の適正性」に関する論点」所収）

(3. (2) 事業報酬の算定方法)

<p><算定方法（一般電気事業供給約款料金算定規則（省令））></p> <p>1. レートベース</p> <p>①特定固定資産：電気事業固定資産（附帯事業に係る共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事負担金を除く）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額</p> <p>②建設中の資産：建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>③核燃料資産：核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額</p> <p>④特定投資：長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額</p> <p>⑤運転資本：営業資本（減価償却費、公租公課等を除いた費目に12分の1.5を乗じて得た額）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品等の年間払出額に、原則として12分の1.5を乗じて得た額）を基に算定した額</p> <p>⑥繰延償却資産：繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額</p> <p>2. 報酬率</p> <p>自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率</p> <p>①自己資本報酬率</p> <p>すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率</p> <p>②他人資本報酬率</p> <p>すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率</p>
--

(3. (3) 事業報酬率の具体的算定方法)

<p>事業報酬額 = 電気事業資産の価値（レートベース） × 報酬率</p> <p>報酬率 = [自己資本報酬率 × 自己資本比率(30%)] + [他人資本報酬率 × 他人資本比率(70%)]</p> <p>・ 自己資本報酬率 = (公社債利回り実績値 × (1 - β) + 全産業（全電力除き）の自己資本利益率 × β)</p> <p>※ β 値（電気事業の事業経営リスク、一般的には市場全体の株式価格が1%上昇するときの電気事業の株式の平均上昇率。）</p> <p>・ 他人資本報酬率 = 10電力会社の平均有利子負債利率 *</p> <p>* 有利子負債利率 = 支払利息 ÷ 有利子負債残高（社債 + 長期借入金 + 短期借入金 + CP）</p> <p>※平成7年の電気事業審議会料金制度部会において、算定ルールが定められた。</p>
--

資料(4) 経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書(平成24年3月)」P.36
より抜粋

＜他の公益事業の事業報酬＞

	事業報酬の算定方法	事業報酬率の算定方法
電気料金	<p>【レートベース方式】 対象事業資産 × 報酬率</p> <p>↓</p> <p>電気事業固定資産(除貸付設備等) + 建設中の資産(建設仮勘定(除建設中利子等) × 1/2) + 核燃料資産 + 特定投資 + 運転資本(営業資本(除減価償却費等) × 1.5月分 + 貯蔵品等 × 1.5月分) + 繰延償却資産</p>	<p>自己資本報酬率 × 30% + 他人資本報酬率 × 70%</p> <p>↓</p> <p>平均実績有利子負債利率</p> <p>各年度ごとの自己資本利益率(全産業ROE(除電力):上限)と公社債利回り実績値(下限)を基にβ値を用いて算定した値の平均値</p>
ガス料金	<p>【レートベース方式】 対象事業資産 × 報酬率</p> <p>↓</p> <p>固定資産(含建設中の資産、除休止設備等) + 運転資本(営業費等(除減価償却費等) × 1.5月分 + 製品、原材料及び貯蔵品) + 繰延資産</p>	<p>自己資本報酬率 × 35% + 他人資本報酬率 × 65%</p> <p>↓</p> <p>平均実績有利子負債利率</p> <p>各年度ごとの自己資本利益率(全産業ROE(除ガス):上限)と公社債利回り実績値(下限)を基にβ値を用いて算定した値の平均値</p>
鉄道料金 (JR、大手民鉄、地下鉄)	<p>【レートベース方式】 対象事業資産 × 報酬率 - Δ</p> <p>↓</p> <p>期首・期末平均固定資産 + 同平均建設仮勘定 + 営業費(除減価償却費・諸税)の4%相当額 + 貯蔵品 + 繰延資産(除社債発行差金) + 鉄軌道事業部門関係事業資産 ± 預り保証金・差入れ保証金・特定都市鉄道整備積立金充当額</p> <p>↑</p> <p>前回改定時の平年度3年間の設備投資未達成額相当報酬額</p>	<p>自己資本報酬率 × 30% + 他人資本報酬率 × 70%</p> <p>↓</p> <p>債務実績利率(法定債務を除く)のグループ別平均の過去5年平均</p> <p>公社債応募者利回り、全産業平均ROE、配当所要率(11%)の3指標の単純平均の過去5年平均</p> <p>※ROEが公社債応募者利回りを下回る場合には公社債応募者利回りによる</p>
水道料金	<p>【積み上げ方式(一部レートベース方式)】 資本費用 = 支払利息 + 資産維持費</p> <p>【支払利息】 企業債の利息、取扱諸費及び発行差金償却費並びに一時借入金の利息の合計額</p> <p>【資産維持費】 対象資産 × 資産維持率</p> <p>↓</p> <p>償却資産額(固定資産 - 土地 - 建設仮勘定)の料金算定期間期首及び期末の平均残高</p>	<p>資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、持続的な給水サービスの提供を確保できる水準として、3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとする。</p>

(参考)

電話料金(※)	<p>【レートベース方式(※)】 対象事業資産 × 報酬率</p> <p>↓</p> <p>正味固定資産 + 貯蔵品 + 投資等 + 運転資本</p> <p>【正味固定資産】 直近の期首・期末平均正味固定資産実績(項目別)をもとに次期×値(基準料金指数設定のために用いる生産性向上見込率)適用期間(3年間)における正味固定資産額を推計</p>	<p>報酬率 = 上限値([1] + [2])と下限値([1]のみ)の中間値</p> <p>[1] 他人資本比率 × 有利子負債比率 × 有利子負債利率</p> <p>[2] 自己資本比率 × 自己資本利益率 + 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 国債利回り</p> <p>○自己資本利益率の算定にあたっては、①主要企業の平均自己資本利益率又は②資本資産評価モデル(CAPM)の手法に基づいて算出された期待自己資本利益率のいずれか低い方を採用。</p> <p>○有利子負債利率についてはNTT東西の社債及び借入金に係る過去5年間における平均利率、国債利回りについては過去5年間の平均利率を用いる。</p>
---------	---	---

※料金が総括原価(事業費用 + 事業報酬)に適合するかという点について審査を行うものではなく、一定の料金水準(基準料金指数)を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定可能(上限価格方式による規制を実施)。
(出典:一般電気事業供給約款料金算定規則、一般ガス事業供給約款料金算定規則、JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領、水道料金算定要領、プライスキップの運用に関する研究会報告書(2009年4月)等)

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
分 担 研 究 報 告 書

補装具費支給判定基準マニュアルの作成

研究分担者 榎本 修 宮城県リハビリテーション支援センター 所長
研究協力者 伊藤利之 横浜市リハビリテーション事業団 顧問
研究協力者 小川雄司 埼玉県総合リハビリテーションセンター 主任
研究協力者 高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター 医療部長
研究協力者 武田輝也 宮城県リハビリテーション支援センター 技師
研究協力者 正岡 悟 大阪府障がい者自立相談センター 所長
研究協力者 松野史幸 一般社団法人日本車椅子シーティング協会

研究要旨 平成25年度に補装具判定の標準的な考え方の理解を深める目的で151間からなる更生相談所向けの「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）を作成、配布した。平成26年度は本Q&Aを6カ月間使用したところで有用性、公開の適否等を検討するためにアンケート調査を実施した。全国の更生相談所80カ所のうち76カ所から回答を得た（回収率95%）。その結果、平成26年4月からの判定で実際に参考になったQ&Aがあると回答した更生相談所が65カ所（86%）あり、その質問数は92問（61%）を占め、補装具判定にこのようなマニュアルが有用であることが確認できた。一方、公開の適否については34カ所（45%）の更生相談所が77問（51%）において加工修正、あるいは公開には相応しくないので削除を求めている。更生相談所によって補装具費支給基準の解釈に相違があるQ&Aや補装具費の細かい算定方法などのQ&Aは、公開には慎重な意見が多かった。これらの結果から、更生相談所の基準解釈や補装具判定に対する考え方に未だに大きな地域差があることが明らかになった。アンケート結果を研究協力者からなるワーキンググループで検討したところ、公開するQ&Aは原則論に限るなど慎重に厳選し、平成27年度に作成する予定の完成版においては、公開版と更生相談所限定版に分けて作成する方向性となった。さらに、同じ研究グループで他の研究分担者が検討している義足の完成用部品の機能分類を活用して、更生相談所の事務職だけでなく、技術職にも有用なマニュアルとして平成27年度に「補装具費支給判定基準マニュアル」として完成させる。

A. 研究目的

補装具ユーザーに適切な補装具が円滑に支給されるためには、補装具費支給の判定を行っている身体障害者更生相談所（以下更生相談所）だけでなく、意見書を作成する医師、市町村障害福祉担当者、補装具製作者、中間ユーザーのリハ専門職等にも補

装具費支給制度の共通理解を得ることが重要である。平成25年度は更生相談所における補装具の医学的判定、社会的必要性の判断の基となる厚生労働省が告示する補装具費支給基準、取扱指針、取扱要領等の理解において地域格差による解釈の違いを是正し、判定に対する標準的な考え方の理解を深める

目的で、151問からなる更生相談所向けの「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）を作成、全国の更生相談所に配布した。平成26年度の研究目的は、本暫定版の有用性、公開の適否等についてアンケート調査を行い、平成27年度に予定している「補装具費支給判定基準マニュアル」作成の資料とすることである。

B. 研究方法

B-1. アンケートの作成

補装具に関する各分野の有識者、多職種から構成されたワーキンググループ（以下WG）よりアンケートを作成した。平成26年9月4日～19日にWG内メール会議を行い、アンケート内容につき検討を加え、完成した（表1）。なお、アンケートを実施することに関しては、平成26年8月20日に行われた全国身体障害者更生相談所長協議会役員会・総会で承認を得られた。

WG（研究協力者）所属、氏名、職種

- 横浜市リハビリテーション事業団顧問 伊藤利之（医師）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター 小川雄司（義肢装具士）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター 高岡 徹（医師）
- 宮城県リハビリテーション支援センター 武田輝也（理学療法士）
- 大阪府障がい者自立相談センター所長 正岡 悟（医師）
- 一般社団法人日本車椅子シーティング協会 松野史幸（リハ工学技師）

B-2. アンケートの配付、回収

アンケートは「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）を6カ月間使用した状況で回答をするもので、全国の身体障害者更生相談所に平成26年9月26日に

メールで配信し、10月31日を締め切りとした。

B-3. 今後のまとめ方の検討

平成27年1月10日に東京においてWG会議を行い、アンケート結果の解釈、今後の「補装具費支給判定基準マニュアル」のまとめ方等につき検討した。

表1 アンケートの内容

問1：Q&Aの構成（目次、指針Q&A、基準種目別Q&A、索引）についてお伺いします。
問2：平成26年4月からの判定で実際に参考になったQ&Aがありましたか？ ある場合、具体的なQ番号と役立つ点をお示ください。
問3：Q&Aの中で公開に相応しくないとと思われるものがありましたら、具体的なQ番号と理由、公開可能にするための修正点をお示ください。
問4：このQ&Aの回答内容がおかしいのではないか、当所ではこうは考えていないなど、何でも自由にご意見ください。
問5：「補装具費支給判定基準マニュアル」の完成版に取り入れて欲しいアイデアがございましたらご意見ください。

（倫理面への配慮）アンケート結果の集計およびアンケートに寄せられた意見をまとめるにあたり、個別の更生相談所名が判別できないように、倫理面に配慮している。また、利益相反に関係する事項はない。

C. 研究結果

C-1. 回収率

11月10日まで回答があり、全国80カ所の更生相談所（支所を含む）のうち76カ所から回答が得られた（回収率95%）。

C-2. 問1：Q&Aの構成について

Q&Aの構成はこのままでよいという意見が回答のあった76カ所中72カ所と圧倒的に多く（95%）、変更意見は4カ所から6意見があった。主な意見を以下に示す。

- ①回答内容について可能な範囲で画像資料を添付

して頂きたい。

- ②基準種目別Q&Aのうち、各種目別の算定方法に関するQ&Aについてまとめてほしい。
- ③できるだけ根拠理由（指針のどこにあたるのか等）が分かるようにしていただきたい。
- ④更生相談所職員を対象とするのであれば、このレベルでもよいと思いますが、各区・市町村の障害福祉担当者にも参考にいただける汎用性の高いものとなればなお良いと思います。

C-3. 問2：Q&Aが判定の参考になったか

平成26年4月から9月までの6カ月間において実際に判定の参考になったQ&Aがあると回答した更生相談所は65カ所（86%）で、ないは2カ所（3%）、どちらももいえないが9カ所（12%）であった。

参考になったのは全151問中92問（61%）で、延べ212問であった。特に補装具費支給事務取扱指針の解釈、車椅子に関する質問が参考になることが多かった。具体的には、業者、市町村への説明に役立った。取扱指針には記載されていない解釈が理解できた、補装具費算定に役立ったなどであった。

表2 参考になったQ&Aの理由

Q	分類	主な理由
3	指針解釈 治療用装具	市町村・病院からの照会に対し、回答する際に参考となった。
20	指針解釈 差額自己負担	差額自己負担の考え方が整理できた。
25	義肢 完成用部品 修理加算	骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立った。
67	車椅子 フットサポートの算定	業者への説明がしやすくなった。基準の表記だけでは読み取れないので参考になった。
71	車椅子 キャスター サイズ	市町村、業者からの問い合わせが多く参考になった。明確に示され、判定や業者指導の参考となった。

5カ所以上の更生相談所が重複して参考になったと意見した5問のQ番号とその理由を示す（表2）。

参考になった延べ212問につき項目・種目別の分析をすると、指針、車椅子に関するQ&Aが23%で最も多く、次いで座位保持装置、装具、義肢の順であった（図1）。

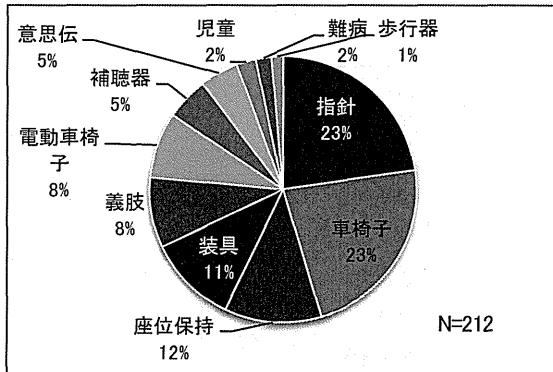


図1 参考になったQ&Aの項目・種目別割合

また、個別のQ&Aに対してでなく、全体として下記の賛同意見があった。

- ①類似の案件が発生する度に各担当が随時活用させていただいております。
- ②回答をみて、当所の考え方が間違っていなかったと確認でき、自信をもって判断できたという体験がよくある。
- ③全体を通じて制度の理解や解釈が深まり、判断の参考になっています。
- ④全般的に、判定の基本的な考え方が整理でき、日々の業務への参考になっている。

C-4. 問3：公開に相応しくないQ&A

76カ所の更生相談所のうち公開に問題があるQ&Aがあると回答した更生相談所数は34カ所（45%）、ないが42カ所（55%）であった。34カ所の更生相談所が公開に問題があると指摘した問題数は151問中77問（51%）で、延べ170問であった。

5カ所以上の更生相談所が重複して公開に問題があると指摘したのは7問でそのQ番号と理由を

示す(表3)。

表3 公開に問題があるQ&Aの理由

Q	分類	主な理由
13	指針解釈 入浴用短下肢 装具	一律に認められると勘違いさ れる恐れがあり公開すべきで はない。
15	指針解釈 3個目の補装具	必要性があれば3個目が認め られると誤って解釈される恐 れがある。
20	指針解釈 差額自己負担 リクラ追加	判定された車椅子を差額自己 負担をして型式まで変更する のは認めていない。
44	装具 完成用部品 標準靴	既製の整形靴は認めていな い。当所の判断と異なるため 公開は控えたほうがよい。
49	装具 市販靴の補高	市販靴は補装具とは言えな い。靴型装具の付属品である 補高は認めていない。
50	車椅子 レディメイ ド・オーダーメ イドの扱い	レディメイドやオーダーメイ ド、既製品という言葉の扱い を明確にしない限り、混乱や 疑義が生じるため、公開すべ きではない。
125	補聴器 差額自己負担 型式変更	差額自己負担による型式の変 更は認めていない。公開され ることで現場が混乱する。

公開に問題があるとされたQ&A延べ170問につ
き項目・種目別の分析をすると、指針、車椅子、装
具、補聴器の順であった(図2)。

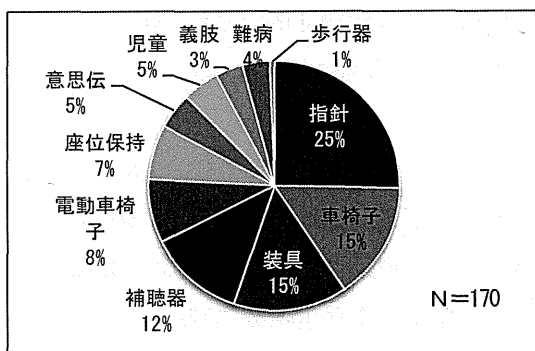


図2 公開に問題があるQ&Aの項目・種目別割合

また、個別のQ&Aに対してでなく、全体とし
て下記の意見があった。

①「各更生相談所の判断となります」という結論の
ものは、場合によっては市町村、補装具製作者、
医療機関等に混乱を招く恐れがあるため、掲載しな
いでいただきたい。

②自治体によりQ&Aの解釈が異なるため、医療機
関や業者へ公開することは心配。

業者に対しては、修理基準項目の基準解釈や算定方
法について周知したい部分もあり、公開いただきた
いQ&Aもある。一方、業者に良いようにとられて
しまうことも懸念されるため、公開については慎重
にすべきと考える。

③全般的な問題として、補装具製作者に取扱いの
見解を教えることで、逆手に取った解釈により利用
者に必要以上の申請を促すことに結び付かないよ
う、取扱いには注意いただきたい。

さらに、公開に問題があるとされた指摘内容を
「削除：自分たちの取扱いと異なるなど削除を希
望」、「修正：表現方法の修正などの提案」、「意見：
考え方などへの意見」の3つに分類して検討した
ところ、修正 68、削除：57、意見：45 であつた
(図3)。

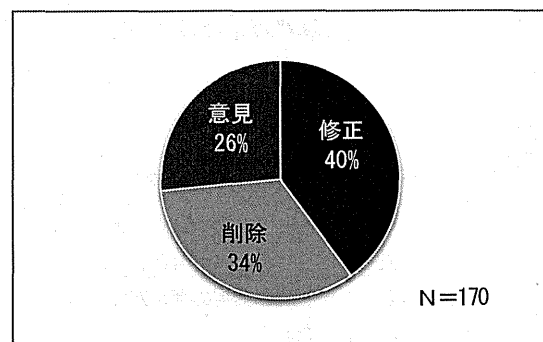


図3 公開に問題があるQ&Aへの意見分類

全151問のうち役に立ったQ&Aは92問であつた
のに対し、公開に問題があるとされたQ&Aは77
問であつた。そのうち54問(36%)が重複していた
(図4)。すなわち、更生相談所にとって役立つQ
&Aではあるが、医療機関や業者等に公開されると
問題が生じる可能性があるものが3割以上あつたと

いうことである。この54問のうち公開するなら削除を要求されたのが32問もあった。

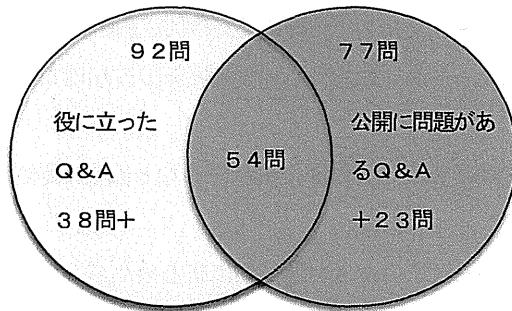


図4 役に立ったと公開に問題があるの重複

C-5. 問4：自由意見

76カ所の更生相談所のうち問4に対する意見提出があったのは30カ所（39%）であった。個別のQに対する意見や質問、問3と重なるような意見もあった。代表的なものを下記に示す。

- ①Q47の「既製の整形靴」とはどのようなものでしょうか？「標準靴」とはどのように異なるのでしょうか？
- ②既製の整形靴という表現がよくわかりません、全く市販の靴を指すのでしょうか？
- ③今回のものは、広く公開するため、原則論だけを掲載していただきたいと考えています。「ただし・・・」から始まるような、特例に関するものは記載する必要はありません。その部分については削除していただきたい。
- ④補装具の交付の適否について、判断は各身体障害者更生相談所の判断に委ねる形で書かれている回答が多く見受けられるが、実際の判断基準を、もう少し明確に表現してもらいたい。
- ⑤公開することについて、全国の身体障害者更生相談所の中には、反対しているところがあるのに、部分的にであろうと、公開の方向に突っ走るのはいま好ましくない。内容の精査については、数年間使用してみないとわからない部分もあると思う。

⑥この「補装具費支給判定Q&A」と、「補装具費支給事務マニュアル(中央法規出版)」や、「補装具費支給事務ガイドブック(テクノエイド協会)」との関係はどうなるのかも示してほしい。

⑦児童に対する補装具や日常生活用具に対する事例についても、積極的にQ&Aで掲載して頂きたい。

C-6. 問5：完成版に向けてのアイデア・意見

76カ所の更生相談所のうち問5に対する意見提出があったのは25カ所（33%）であった。類似の意見もあったので下記にその一部を示す。

- ①このQ&Aの完成版を一般に公開するのであれば、その解釈の妥当性について厚生労働省に改めて確認をとり、その旨を明記するのが適切ではないか。
- ②もっとイラストや写真を活用すれば、イメージが沸きやすいと思います。
- ③補装具支給ガイドブックの付録にあるように、総合支援法に優先される制度である「介護保険法」「労災」「自賠責保険」に関する通知、もしくは概要などを掲載していただきたい。
- ④「補装具費支給事務マニュアル 適正実施のためのQ&A」資料編にある「福祉用具支給制度選択のチャート」について、損害保険等については「自賠責」のみ触れられているが、任意保険についてもその取扱や優先順位等をわかるようにしていただきたい。
- ⑤特別養護老人ホーム等の介護保険施設で標準的に備えるべき施設備品はどの程度の車椅子なのかを掲載していただければありがたいです。
- ⑥児童の補装具に関しては、更生相談所の判定ではなく、助言の対象ですので、できる限り原則の確認にとどめていただきたいと思います。
- ⑦各補装具の見積書の例を入れる。
- ⑧補装具制度の変遷変更点があった年とその内容についていれていただきたい。

⑨関係機関に情報公開していただくことで、制度に対する考え方や各項目に対する基本的な考え方が周知され、判定業務が円滑に進むことを期待します。

⑩市町限りで判断されている内容について、各自治体で捉え方、判断の仕方に差が生じている可能性もあり、総合的な判断材料として提供していただくことで地域格差の是正につながってくればと期待します。

⑪厚労省から出ているQ&Aも併せて掲載されると、活用しやすいと感じます。

⑫市町村で支給決定している装具に関して多く取り入れていただきたい。

⑬補聴器に対するQ&Aも少ないので、充実させて欲しい。

⑭眼科にかかる補装具の判定例や修理の考え方について（判定不要としているため、各自治体で捉え方に差があるのではと思います。）。

⑮重度障害者用意思伝達装置の判定例（見積りも含む）や判定困難例。（判定件数が少なく、業者もほんのわずかですので、疑問が生じやすいです。）

⑯義肢・装具の完成用部品の選択について。どのような場合にその部品の選択を妥当とするか、部品の選択の仕方が知りたいです。

⑰基準にありそうでなさそうな既製品の補装具の算定見本、質問の多い補装具等の算定方法を、参考として掲載して頂きたい。

⑱日常生活用具支給については掲載されていないが、市町村からの問い合わせが多いのでQ&Aを詳しく載せて欲しい。

⑲疑義が多く生じたケースやグレーゾーンに対して、厚生労働省の考え（実際の回答）を踏まえた回答を掲載して頂きたい。

⑳特に全国で課題になっている案件について、補装具検討委員会（補装具判定専門委員会）から厚生労働省に改善提案を行うための意見集約を行って頂

きたい。

C-7. WG会議検討結果

①完成版としての「補装具費支給判定基準マニュアル」は公開版と更生相談所限定版を作る方向で進める。

②公開するQ&Aは原則論に限るなど慎重に厳選する。

③暫定版は、Q&Aを種目別にまとめたが、補装具費の算定方法など目的別にまとめるなども検討する。

D. 考察

平成25年度に本研究で作成した「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）は8割以上の更生相談所で役に立っているとのアンケート結果であり、日々の補装具判定にこのようなマニュアルが有用であることは確認できたと思われる。一方、同じQ&Aでも更生相談所によっては「役立った」という意見と公開するなら「削除、修正を望む」という意見が重複しているものが3割以上もあった。この「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）は更生相談所の補装具判定の実際の判定現場で生じた疑義について更生相談所長協議会内にある補装具判定専門委員会が作成したQ&Aがベースになっている。更生相談所によって補装具費支給基準の解釈に相違があるQ&Aや補装具費の細かい算定方法などのQ&Aは、公開には慎重な意見が多いことが判明した。

地域によって、基準解釈や補装具判定に対する考え方の相違や自治体独自の判断基準があることが伺えた。この「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）作成の目的は、補装具判定に対する標準的な考え方を示して、全国の更生相談所が同じような考え方で国が示す基準を理解することに資するものになるかということが狙いであった。「当更生相談所ではこの様な取扱いをしていないため、掲載は遠慮いた

だきたい」という意見が散見されたが、これまでの考え方、扱いを改めようという姿勢にはつながらない可能性も伺えた。

今後の方向性として公開に値する「補装具費支給判定基準マニュアル」として盛り込むQ&Aは、あいまいな表現を避け、確定している事項だけに厳選する必要がある。WG会議の検討結果では公開版と更生相談所限定版に分けて作成する方向性となった。公開版は市町村、補装具製作者、中間ユーザーであるリハ専門職、医療機関関係者等に補装具の制度や判定の考え方の理解を促す目的となる。一方、更生相談所限定版はさらにQ&Aを追加し、更生相談所特有のマニュアルとして充実させていきたいと考えている。また、同じ研究グループで他の研究分担者が検討している義足の完成用部品である膝継手、足部の機能分類を活用して盛り込む予定である。更生相談所の事務職だけでなく、技術職にも有用なマニュアルとして平成27年度に完成版として「補装具費支給判定基準マニュアル」を作成する予定である。

E. 結論

- ①本研究で平成25年度に作成した「補装具費支給判定Q&A（暫定版）」の有用性、公開の適否等を検討するために全国の更生相談所に配布後6ヶ月の時点でアンケート調査を行った。
- ②8割以上の更生相談所で役に立っているとのアンケート結果であり、補装具判定にこのようなマニュアルが有用であることは確認できた。
- ③公開の適否については、更生相談所によって補装具費支給基準の解釈に相違があるQ&Aや補装具費の細かい算定方法などのQ&Aは、公開には慎重な意見が多いことが判明した。
- ④平成27年度に完成版として「補装具費支給判定基準マニュアル」を作成する予定であり、公開版と更生相談所限定版に分けて作成する。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- 1) 樫本 修、井上剛伸、石渡利奈ほか：全国における円滑な補装具費支給判定を推進するための活動 第30回日本義肢装具学会、2014. 10. 18 (岡山)

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

アンケートに寄せられた実際の意見

問1：Q&Aの構成（目次、指針Q&A、基準種目別Q&A、索引）についてお伺いいたします。

回答	意見
2：変更して欲しい部分がある	①目次の「補装具費支給について…4」と「障害者総合支援法と他制度との適用関係…4」は、同一項目としたほうがよいと思います。目次を分けるのであれば、本文も分けなければ紛らわしいため。あるいは表題「補装具費支給について」を目次、本文ともに削除しても意味は通るかと思います。
2：変更して欲しい部分がある	②回答内容について可能な範囲で画像資料を添付して頂きたい。
2：変更して欲しい部分がある	基準種目別Q&Aのうち、各種目別の算定方法に関するQ&Aについてまとめてほしい。
2：変更して欲しい部分がある	Qは連通し番号でなく、項目別の番号とした方がよいのではないかと。できるだけ根拠理由（指針のどこにあたるのか等）が分かるようにしていただきたい。
1：このままでよいが参考意見	基本的な構成はこのままで良いと考えていますが、取り上げている補装具について、ばらつきを感じます。例えば、眼鏡に関する記事がない一方で完成用部品についてかなり深く掘り下げた内容のものがあるように見受けられます。 身体障がい者更生相談所職員を対象とするのであれば、このレベルでもよいと思いますが、各区役所の障がい福祉担当者にも参考にしていただける汎用性の高いものとなればなお良いと思います。

問2：平成26年4月からの判定で実際に参考になったQ&Aがありましたか？

Q番号	意見
1	市町村からの問い合わせがあり、判定依頼を提出すべきか否か市町村に助言することができた。 考え方として参考になりました。
3	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 病院から入院中に病棟で使用するために補装具を申請したいという相談があったため、対象にならない旨を説明する上で参考にした 市町村から問合せがあった時に参考にしている。 考え方として参考になりました。
4	福祉施設職員から、下肢装具で治療要素があると思われる者の相談があり、治療用装具と障害者総合支援法に基づく補装具のどちらの制度を利用するのが適切か検討する上で参考になった。 申請受付時、市町村の担当者にどの制度を利用すべきか説明する際に参考になった。 労災の認定（固定期間の途中）待ちの場合、補装具制度で交付が可能かどうか確認が出来た。 考え方として参考になりました。 労災法でも真に必要であれば障害固定前でも支給できると分かった。当所での判定前に状況確認ができるようになった。
5	既製品も条件を満たせば装具として支給できることが分かった。 既製品補装具の交付に関する基本的な考え方
6	消費税についての考え方 消費税等の取扱いについて、理解することができました。 業者の見積りで消費税を非課税と混同している事例があったため指導の参考になった。
7	消費税等の取扱いについて、理解することができました。
8	消費税等の取扱いについて、理解することができました。 消費税相当額を勘案しての加算について、区役所・業者から問い合わせを受けることがあるが、告示の内容を簡潔にまとめてあり、説明時の参考にしている。 車いすの新規支給の時にクッションの価格について業者から問い合わせがありました。業者に対してうまく説明できました。 重度障害者用意思伝達装置の新規給付時には、一体的に（修理基準の額の範囲内で付属品ミッチ・固定台を加算する）給付するため、Q8の回答と同様の取扱いになる、ということで参考になった。

9	消費税等の取扱いについて、理解することができました。
	以前は100分の103で扱っていたので変更することができた。
	単体での取扱い時の消費税の課税の考え方について理解できた。
10	消費税等の取扱いについて、理解することができました。
	単体での取扱い時の消費税の課税の考え方について理解できた。
11	耳あな型補聴器の「真に必要な人」の判断に役立った。
	利用者に対して「必要性」とはどのようなことか説明する際に利用します。
	「真にやむを得ない」の要件が具体的に記載しており、視線入力方式（重度障害者用意思伝達装置）や起立保持具（立位保持装置）を特例補装具として支給可かどうかの判断するのに役立った。
	補装具費支給判定の再の基本的な考え方として参考になっている。
13	入浴用の短下肢装具について、複数交付として認めてよいものか疑問であったが、可能であることが分かりました。
	同様の相談があったため、回答の参考にした。
14	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
15	児童補装具の意見書で成長を理由に耐用年数内に3個以上となるような申請がされた場合の説明等に使用しました。
	同様の相談があったため、回答の参考にした。
	市町村から問合せがあった時に参考になっている。
16	同様の相談があったため、回答の参考にした。
17	差額自己負担の考え方が整理できた。
	差額自己負担について具体的に示してあった。
	差額自己負担を検討する際に参考としている。
19	設問に対する問い合わせ・申請があった際に活用した。
	差額自己負担の考え方が整理できた。
20	特例補装具にするには、使用頻度が少ない方への対応や有効とは思えない機能に対する説明時に使用しました。
	差額自己負担の考え方が整理できた。
	障害状況に比して、過剰かつ高額な機能が付加された装具の申請があったため説明を行う上で参考にした
	差額自己負担について具体的に示してあった。
22	機能付加について、差額自己負担で対応する考え方が分かりました。
	介護保険レンタル品への補装具費支給制度による付加等についての問い合わせが多い。はっきりとした指針が示されており、関係機関への回答の際、参考になった。
24	義足の部品は多様にあるが、ライナーも頻回に見かける。ライナーについての知識を得ることができました。
25	書類判定の事例で参考にできました。（2500円加算を重複している例がありました）
	骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立ちました。
26	書類判定の事例で参考にできました。（2500円加算を重複している例がありました）
	骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立ちました。
	取扱指針には記載していないことだったため
	取扱指針には記載していないことだったため
27	以前より業者に対して重複加算として指導していた項目であり、今後の判定にも参考になりました。
	骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立ちました。
	取扱指針には記載していないことだったため
28	取扱指針には記載していないことだったため
	考え方、取り扱いが参考になった。
	当所で行ってきた判定の再確認ができた。
	高額な膝継手希望者の判定の手順や判断基準の参考になった。
29	義足の高額な膝継手の判定に苦慮していた。高額な継手の場合、活動量、就労など必要な理由をとるようにしていたが、真に必要なかどうか確認の方法が難しい。デモ機での評価はないが、そのような手段もあることがわかり参考になりました。
	考え方、取り扱いが参考になった。
	当所で行ってきた判定の再確認ができた。
29	高額な膝継手希望者の判定の手順や判断基準の参考になった。

33	B.F.Oを取り扱うことがまれであり、価格の算定方法について参考にさせてもらった。
	B.F.Oの定価が基準額より高くなるため、判断を迷った際、考え方の基準となり役立った。
	BFOに係る判定について初めての取扱い事例があったが、価格の算定方法が教示されていて役立った。
34	修理基準の中には、修理のために現在あるものを「はがす」…などの作業は考えられていないという点が、考える上で役立ちました。
36	シューホンプライスでトリミングを要しない場合でもプラスチック継手を計上するケースが多いので、基本的な考え方の整理ができて良かったです。
	プラスチック継手と固定継手の考え方が明確になった。
38	同様のケースがあり、補高用足部の加算についての基本価格及び製作要素さらに完成用部品を認めることに対し理解するうえで参考になった。
39	「高さ調整」に対する基本的な考え方を理解できた。
43	トリッシュャムの取扱いについて、今まで採寸の扱いとしていましたが、陽性モデル製作、修正をすることで採型扱いとなることになって役立ちました。
44	設問に対する問い合わせ・申請があった際に活用した。
	標準靴および整形靴と特殊靴、既成製の整形靴について、個々の事例によって整理し、理解することができた。
	靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。 県内の更生相談所会議に上がった議題への回答として、標準靴とはどういったものか、単体での支給を認めるかどうかといった検討に参考となった。
45	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
	靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。
46	標準靴および整形靴と特殊靴、既成製の整形靴について、個々の事例によって整理し、理解することができた。
	判定医師として、整形靴と特殊靴の処方考え方が参考になった。
	靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。
47	標準靴および整形靴と特殊靴、既成製の整形靴について、個々の事例によって整理し、理解することができた。
48	靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。
49	これまでの当所の算定方法に不安があったため参考になった。
	従来、自費で購入した靴に補高したものは認めないという取り扱いをしてきたが可能であることが確認できた。
	靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。
50	車椅子のオグーとベリについて分かりました。
51	既製品の多機能車椅子の判定依頼や市町村からの相談が増えている。算定方法が明確で具体的に記載されていたので、市町・業者等に回答する時に参考になった。
	車椅子のオグーとベリについて分かりました。
52	基準額と定価の関係
54	見積書にフレーム（サイド拡張）交換の加算があり取扱いに迷ったところだったので、業者・市町へこの回答を基に、計上しないように伝えることができた。
	車いすの修理申請で、サイド拡張が計上されていました。構造の確認ができ、支給には至りませんでした。
	修理の場合の算定方法について業者からの問合せに対する回答の参考になった。
55	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
	市町村からの問い合わせがあり、市町村に具体的助言ができた。
	施設入所者への交付の参考となった。 介護保険施設入所者については、どこまで支給を認めるか判断に苦慮するところだが、このQ&Aの内容は非常に具体的であり、かつ総合支援法の本来の目的を的確に表していると感じるため、判定の参考にしている。
56	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
	市町村から問合せがあった時に参考にしている。
58	当県では、リクライニング式車椅子等に延長バックサポートは認めていないので、本疑義回答を参考として対応の変更を検討したい。
	新規作成時の、延長バックサポートの取扱がよく分からなかったが理解できた。
59	アームサポートの修理算定方法について、整理して考えることができた。
	従来脱着式アームサポートと高さ調整式アームサポートの上限額で認めていましたが、本回答を参考に適正な価格で計上する様業者に指導した。
	日々の業務で比較的多くの直面する課題であったため。

60	従来脱着式アームサポートと高さ調整式アームサポートの上限額で認めていましたが、本回答を参考に適正な価格で計上する様業者に指導した。
63	幅止めの加算方法が参考になった。 固定車に幅止めを加算できるかの判断に迷っていたので、参考になりました。
64	取扱要領を解釈するための参考となり、該当する車椅子付属品を適正に交付することができた。
65	考え方として参考になりました。 基準になかったので、事務の参考になった。 業者の見積もりで開閉挙上式と脱着式をそれぞれに計上してることがしばしば見られ、業者に違いを説明する時に役立っている。 開閉挙上式レッグサポートには、脱着機構も含まれている。
67	業者によって意見がまちまちだったので、役立った このような、細かい見積もりの考え方は、通知文だけでは読み取ることができない。また、読み方によっては、さまざまに解釈してしまう内容でもあるので、明確に答えていただきよかったと思う。 考え方として参考になりました。 フットサポート交換価格3000円を見積価格に計上できる場合が明確に示されていることで、業者への説明がしやすくなった。 Q67だけではないのですが、車椅子・電動車椅子の修理基準項目が多く、また、重複箇所があるため、名称のみでは修理部分や内容が判断できないことと、新規と修理では異なるので、役立っています。 「フットサポート加算の仕方」に対する基本的な考え方を理解できた。
68	車椅子付属品のベルト類を一律にシートベルトとしていたが、実際に使用するベルトに応じ、車椅子付属品のシートベルトの基準額と座位保持装置のベルト部品の基準額を併用するように取扱いを変更する際の参考となった。
70	車椅子の修理加算ガスダンパーの支給基準について、本人の体重だけでなく、介護者の介護能力も勘案できるとされている点
71	問い合わせが多いため参考になった。 キャスター（大）、（小）についての質問があり、回答を引用しました。 車椅子のキャスター交換の基準価格について、キャスターのサイズではなく、当該キャスターの実勢価格に照らして判断しても良いとされている点。 考え方として参考になりました。 国の修理基準では、具体的なインチ数の記載が無いために判定に苦慮していたが、明確に示していただいたことにより、判定や業者指導の参考となった。 市町村・業者の問合せに対する回答の参考になった。
74	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 今年度実際に相談事例があって同様に判断したため。
77	業者や実施機関から問い合わせがあり説明する際役立った。 バギー車及び手押し型車椅子A、Bの違いが理解でき、区役所からの質問に対して明確な回答ができた。 「バギー車」に対する基本的な考え方を理解できた。
78	バギー車及び手押し型車椅子A、Bの違いが理解でき、区役所からの質問に対して明確な回答ができた。 考え方として参考になりました。 手押し型車椅子を希望するケースの車輪のサイズについて、大車輪と小車輪の境界は何インチからかという疑義が生じた際の参考となった。
81	考え方として参考になりました。
82	ACサーボモーターの加算、電磁ブレーキの個数を算定するのに役立った。 他都市から手押し型車椅子の簡易電動車椅子の支給を認めているかとの問合せがあった。本市では支給を認めており、本市の見解を回答する上での参考として確認を行った。
83	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 考え方として参考になりました。
84	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 施設入所者への電動車椅子支給についての考え方 施設入所中の方からの電動車椅子の申請が多い為、判断の参考となった。 施設入所の方の車椅子の支給に関しては、長く問題になってきたケースである。そのため、ひとつの方向性が示されたので、対応しやすくなったと思う。

85	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
86	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 内部障害の方の補装具費支給についての考え方を含めた明確な回答をいただき、納得して運用することができよかった。 肝臓機能障害、腎臓機能障害のみでは電動車椅子の対象外ということではなく、貧血や栄養障害などに起因する易疲労性などがあれば、電動車椅子を必要とする根拠にして良いとされている点。 考え方として参考になりました。
87	車椅子等の基本構造欄の「JIS……による。」の解釈について、レディメイドの場合は、認証が必要かと考えていたので、はっきりとして良かったです。 市町村から問合せがあった時に参考にしている。
88	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
89	市町村からの問い合わせがあり、市町村に具体的助言ができた。 児童で車載用座位保持椅子を使用していたが、成人後に破損、体格の変更等で支給を希望されたケースがあり、参考としました。 市町村から問合せがあった時に参考にしている。
90	児童から者に切り替える際に、座位保持装置と車椅子の支給状況を保護者に説明する際に参考にしました。 構造フレームを車椅子とした座位保持装置と車椅子の考え方に迷うことが多く、参考になった。 座位保持装置の構造フレームを車椅子とした場合、業者によっては、車椅子の座位保持装置付きとらえる人、座位保持装置は別である等、座位保持装置のとらえ方に苦慮していた。業者や市町村の担当への説明に役立ちました。
91	構造フレームを車椅子とした座位保持装置と車椅子の考え方に迷うことが多く、参考になった。 併給申請に対する判断の参考になった。 座位保持装置の構造フレームを車椅子とした場合、業者によっては、車椅子の座位保持装置付きとらえる人、座位保持装置は別である等、座位保持装置のとらえ方に苦慮していた。業者や市町村の担当への説明に役立ちました。
93	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 支持部の連結や構造フレームのない座位保持装置が必要という事例が出てきた際に判定の参考になった。
94	児童の補装具については、各区役所からの問い合わせも多く参考になった。
97	実際に問い合わせがあり、スムーズに答えられました。 ストッパーについて業者より問い合わせがあり、この内容で説明しました。
99	クッションとして座位保持装置を車椅子に使用した場合の採寸の取り扱いについて、明示され参考になった。
100	例3の控除は行わない事例があることがわかったこと。これまでは機械的に控除するものと考えていた。 控除の考え方が理解でき、業者から提出された見積もりを確認する際、製作方法等を確認するようにしている。 控除に対する考え方が業者により違うことがあり、考え方を説明する際に参考となった。
105	座位保持装置の寸法調整と形状調整の違いが明確に理解できた。
106	児童で車載用座位保持椅子を使用していたが、成人後に破損、体格の変更等で支給を希望されたケースがあり、参考としました。 同様の事例について市から相談があり、回答の参考にしました 者の方から、車載用座位保持装置の申請があったため、検討の指針として参考にした。 児童の補装具については、各区役所からの問い合わせも多く参考になった。
107	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 同様の事例の申請があり、判断の参考にしました。
109	歩行器とシルバーカーの違いについて明確に定義されており、市町村等からの質問に対応する際に役立てることができる。
113	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
114	車椅子と歩行器の併給の考え方が示されたので、市町村よりよく相談があることもあり、非常に参考になった。
116	一律に不適当としてしまうことを防ぐことができたため 一律に不適当としてしまうことを防ぐことができたため
119	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 視線入力方式（重度障害者用意思伝達装置）の申請があったが、判断材料が少なく、特例補装具として支給するかどうか判断に苦慮したので、判断材料の1つになった。
120	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。